

令和5年9月29日

令和6年度予算編成方針

市長

1 本市の財政状況

令和4年度一般会計決算は、38億円の実質収支となり、3年連続で財政調整基金を取り崩さずに決算を締めることができた。また、地方財政健全化法における健全化判断比率等は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回っており、健全性が保たれている状況である。

令和5年度一般会計当初予算は、「未来へのチャレンジと変化の兆し」を編成の方針に掲げ、未来を見据えた新たな取組に果敢にチャレンジしつつ、併せて市民が変化の兆しを感じ取れる施策に予算を優先配分し、1,611億円を計上した。その後、原油価格・物価高騰対策関連事業や新型コロナウィルス感染症対策関連事業等の補正予算により、8月補正後の予算額は1,680億3,738万4千円に至っている。

令和6年度の歳入は、基幹収入である市税について、令和5年度予算編成時を上回る見込みである。しかし、歳出においては、年々増加する社会保障関係経費に加え、人件費の増加、国民スポーツ大会に向けた施設整備の本格化、原油価格・物価高騰による建設工事費や光熱費の増加などの影響も見込まれる。これらにより、令和6年度予算についても財源不足が見込まれる状況である。

令和4年度一般会計決算に基づく今後5年間にわたる財政推計では、歳入のうち市税については、コロナ禍からの経済活動の正常化や所得環境の改善等により610億円前後の推移を見込むが、歳出は、社会保障関係経費の増加に加え、オリンピック施設を含めた公共施設の長寿命化対策及び国民スポーツ大会に向けた施設整備などの大型事業を控え、特に令和7年度から非常に厳しい財政運営となることが見込まれる。

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 長野市の強みを活かした未来への戦略的な投資

新型コロナウィルス感染症の位置づけが、本年5月から感染法上の「5類」に引き下げられ、市民生活や経済活動がコロナ禍から平時に戻りつつあることから、本市としても、市が持つ強みを活かした新たな取組に、積極果敢にチャレンジしていくことが必要である。また、人口減少社会を迎える中で、将来にわたってまちの活力を維持向上していくためには、未来に向けた投資を行っていく必要があると考える。その際、新たな取組が、市民の理解を得つつ、効果的・効率的なものとなるためには、データを分析し、エビデンスに基づく戦略的な事業構築が求められる。

そこで、令和6年度予算は、「長野市の強みを活かした未来への戦略的な投資」を編成の基本方針とする。

具体的には、子どもの体験・学びの応援や多様な子どもの居場所の整備等をはじめとした将来を担う子どもたちの成長に向けた取組、地域経済・農業の振興、インバウンド誘客による観光消費の促進、中心市街地の活性化による新たな賑わいの創出、新産業の創造やスポーツの基幹産業化等に予算を優先配分する。

また、多額の経費が見込まれる、情報システム標準化対応や令和10年の国民スポーツ大会に向けた施設関連整備等については、今予算編成では所要額の要求を認める「必須事業特別枠」を新たに設け、着実に事業を実施していく。

しかし、既存事業を抱えたまま予算優先配分事業等を上乗せしたのでは、明らかに一般財源が不足することから、既存事業の見直しや事業の選択と集中を徹底することにより、メリハリの効いた予算とし、デジタル技術の活用、広域化、業務の合理化、民間活力の導入など、行政のスリム化・効率化も進め、財政調整基金の繰入や資金手当のための市債発行に安易に頼ることのない「健全財政の維持」を前提とする。

また、事前の概算要求においては、一般財源が大きく不足する状態となっていることから、令和6年度の予算編成においては予算要求基準（シーリング）を設定し、予算配分枠内での要求を必須とするとともに、予算配分枠外扱いとなる「必須事業特別枠」、

「新規・拡大事業」及び「公共施設長寿命化対策事業」については、総合計画推進本部会議等において選定した事業についてのみ、その要求を認めることを原則とするが、要求に当たっては、再度事業内容を十分精査すること。

さらに、事業の必要性・緊急性等を十分に吟味し、アイデアを生かした企画・立案による新たな財源を確保するとともに、職員一人ひとりが、最少の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、歳入の確保と創意工夫による歳出節減など、健全財政に努めること。

(2) 事業の見直しと財源の確保

令和6年度予算要求に当たっては、限られた経営資源（「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」）を最大限に活用し、事業の最適化に取り組むこと。なお、各部局においては、次に掲げる項目に特に留意し、来年度予算の編成に当たること。

《歳出の抑制》

- ア 前例踏襲や守りの姿勢に陥ることなく、例外なく全ての事業の費用対効果や将来を見据えた投資効果などを検証し、必要性・緊急性等の低い事業については事業の廃止・縮減を行うこと。なお、各部局の事務事業等の見直しの状況を把握するため、令和6年度予算要求時から、見直しを行った事業に係る調書の提出を求めることがある。
- イ 新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に引き下げられたことから、平時の歳出となるよう必要な見直しを必ず行うこと。
- ウ 令和5年度予算編成時の「令和6年度予算編成に向けた懸案事項」を踏まえ、事業を見直し、所要額を積算すること。

- エ 指定管理者制度を導入している公共施設のうち、指定管理者の運営の自由度が高く、収益を重視する施設にあっては、民間のノウハウに基づいた創意工夫により収益の改善・向上を図ること。また、指定管理者の運営の自由度が低い施設にあっては、経費の削減等効率的な施設運営に努めること。
- オ 施設整備については、「長野市公共施設個別施設計画」を前提としつつ、将来的な施設ニーズやランニングコストなどの後年度負担も含め十分な検討を行い、新たな用地取得や施設整備を抑制すること。
- カ インフラ施設については、安心・安全の確保を最優先に維持管理を進めること。
- キ 原油価格・物価高騰による経費の増加については、必要額を十分精査すること。その影響による建設工事費の増加については、発注方法の見直しも含め柔軟なコスト削減に努めること。

《財源の確保》

- ク 事業構築に当たり、寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税）等の財源が得られる可能性のある事業については、積極的に活用するなど財源確保に努めること。
- ケ 未利用の土地・建物の売却、貸付、有料広告や各部局所管の市有財産を可能な限り有効活用し、財源確保を行うこと。また、市有財産の貸付に当たっては、適正な対価を求め、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行うこと。
- コ 公共施設の利用については、受益者負担の原則を基本とし、利用者負担を求める利用料金については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」、手数料については、「当該サービスの提供コストに対する実費弁償の考え方」に基づき、適切な料金への見直しを必ず行うこと。
- サ 国・県の補助事業を理由に安易に事業採択を行い、後年度に多額の一般財源が生じることのないよう目先の利益優先に陥らないよう留意すること。

《その他》

- シ 原油価格・物価高騰対策事業については、経済性や合理性などにも十分に配慮しつつ優先的に取り組むこと。特に、国の経済対策に対しては、積極的な情報収集と迅速な事業着手の体制を整えること。
- ス これまでと異なる社会活動や経済活動など、ポストコロナ時代の新常態(ニュー・ノーマル)に対応していく必要があり、行政サービスにおいても、A I、I C Tの導入等による行政D Xの活用など、時代の変遷を捉えた経済的で質の高い施策へ柔軟な転換を図ること。
- セ “S D G s を原動力とした地方創生”に積極的に取り組み、現在・未来の市民とともに、住みよい持続可能なまちづくりを図ること。
- ソ 働き方改革や業務効率の向上などを進め、事務事業の質・量に見合った人員の再配置等（会計年度任用職員の配置及び業務内容の見直しを含む）を図ること。
- タ 過疎対策事業債は、令和8年度までの経過措置をもって発行できなくなるため、充当事業については、優先順位をつけ計画性をもって最大限の活用を図ること。また、

- 既存充当事業については、廃止も含め今後の方向性をしっかりと定めておくこと。
- チ 事業の執行にあたり、地域や関係団体の協力を要する場合は、十分な事前調整を図り、関係部局とも連携を図ること。

(3) 国・県の予算への対応

並行して編成が進む国や県の来年度予算については、速く広く情報収集を行うとともに、本市の特性を活かした独創的な補助メニューの企画・立案を提言するなど、国への積極的な働きかけを行い、地方創生関連の交付金などの財源を最大限に確保すること。

また、国・県の施策事業について、常に注意を払い、既存の市単事業についても活用を模索すること。

なお、活用し得る国や県の制度があるにもかかわらず、市費単独で実施を計画している事業は、認めないものとする。